

基安労発0214第1号  
平成24年2月14日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
( 契 印 省 略 )

除染電離則・ガイドラインに関する過去に寄せられた質問及びそれに対する回答について

標記について、別添のとおり作成したので、了知するとともに業務の参考とされたい。

## 除染電離則・ガイドラインに関する過去に寄せられた質問及びそれに対する回答について

番号	条文(ガイドライン)	質問	回答
1	第2条 (第2の1、2)	適用	<p>廃棄物の保管場所において、保管庫の外壁や保管場所の土壌又は周辺土壌等が汚染された場合(2次汚染)の除染作業は、当該場所が放射性物質汚染対処特措法の対象区域である限り、除染電離則の適用を受けると考えてよいか。</p> <p>なお、保管場所が隔離された建物の中などの場合は、放射性物質の管理が可能な場所となることから、除染則の適用ではなくなり、空間線量が<math>2.5 \mu\text{Sv/h}</math>を超えるような場合は電離則の適用を受けると考えてよいか。</p>
2	第2条 (第2の1、2)	適用	<p>住宅リフォーム業者が、汚染状況重点調査地域内で住宅の改修工事を行う際に、住宅の屋根、雨樋、外壁や庭等の除染を行う場合、除染電離則の適用を受けるか。</p>
3	第2条 (第2の1、2)	適用	<p>清掃事業(ゴミの収集、焼却、廃棄)、汚水処理事業など現業の市職員が本来業務以外に単発で除染作業を行う(例えば、汚染状況重点調査地域内で道路の側溝の除染(汚泥の除去)を年間数十回に満たない範囲で行う)場合は、除染電離則の適用は受けないと考えてよいか。</p>
4	第2条 (第2の1、2)	適用	<p>土木工事業者が、汚染状況重点調査地域内で①土壌の掘削等の作業を行う場合や②河川の堤防の補修工事で法面を削り取る作業を行う場合は、除染電離則の適用は受けないと考えてよいか。</p>
5	第2条 (第2の1、2)	適用	<p>ガイドライン第2に規定されている除染業務を行う事業者は、除去土壌等に含まれるセシウム134、137の合計が<math>1\text{万Bq/kg}</math>を越える場合とされているが、除染業務そのものを目的としない例えば、民間建築工事における残土搬出工事の場合、本ガイドラインの除染業務の対象となるかの判定は、いつ、誰が、どのように行うのか。</p> <p>汚染状況重点調査地域内で建設業を行う場合は、一般的に土壌、草木、工作物等を取り扱う作業を行うが、同地域内で建設業を行う全ての工事について、<math>1\text{万Bq/kg}</math>の判定を行う必要があるか。</p>

除染特別地域等における除去土壌又は汚染廃棄物の保管場所での除染等作業は、除染電離則の適用を受ける。

なお、除染土壌又は汚染廃棄物の処分の業務(上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場等における業務)の一環として実施される保管作業については、除染特別地域等内であっても、除染電離則は適当されず、電離則の適用を受ける。

住宅リフォーム業者が改修工事の一環として除染を行うのであれば、除染を目的とした業務ではないので、除染電離則の適用を受けない。ただし、ガイドラインの第2の2に基づき、ガイドラインの第3、第5及び第6のうち、必要な事項を実施する必要がある。

貴見のとおり。

ただし、ガイドラインの第2の2に基づき、ガイドラインの第3、第5及び第6のうち、必要な事項を実施するよう指導すること。また、作業による実効線量が $1\text{mSv/h}$ を超えないことのないよう、作業場所の空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下の場所であって、かつ、年間数十回(日)の範囲内で除染作業を行わせること。なお、単発ではなく、継続的に除染業務を行う場合は、除染電離則の適用を検討すべきである。

除染を目的として作業を行うわけではないため、除染電離則の適用を受けない。ただし、平成24年2月14日付け基安発0214第1号に基づき、汚染状況重点調査地域内での①及び②の作業のうち、除染類似作業に該当するものについては、ガイドラインに定める事項を実施する必要がある。

セシウムの濃度が $1\text{万Bq/kg}$ を超える残土の搬出作業については、基本的に除染電離則上の汚染廃棄物等の収集の業務にあたる。このため、作業を行う前にあらかじめ、業務を請け負った事業者が土壌等の濃度の測定(簡易測定で可)を行う必要がある。

なお、除染等作業については、その適用については放射能濃度に関わらないが、除染を目的とした作業でなければ、除染電離則の適用は受けられない。この場合は、平成24年2月14日付け基安発0214第1号に基づき、ガイドラインに規定する事項を実施する必要がある。

番号	条文(ガイドライン)		質問	回答
6	第2条 (第2の1、2)	適用	放射性物質汚染対処特措法の対象地域における除染作業については、回数の多少に係らず、除染電離則の適用を受ける。したがって、単発の除染作業であっても適用対象となると解して良いか。	除染電離則は、除染特別地域等内における除染等業務を行う事業者の事業者に適用される。よって、除染特別地域等内において、業として除染等業務を行う事業者であれば、回数の多寡にかかわらず、除染電離則の適用を受ける。
7	第2条 (第2の1、2)	適用	放射性物質汚染対処特措法の除染作業以外(区域外の作業)においては、ガイドラインによることとなるとしてよいか。	除染特別地域等でない場所で除染等業務を行う事業者は、除染電離則の適用を受けないが、ガイドラインの第2の2に定めるように、第3の被ばく線量管理、第5の汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置、第6の労働者教育等のうち、必要な事項を実施することとされている。
8	第2条 (第2の1、2)	適用	放射性物質汚染対処特措法の汚染状況重点調査地域内で行われる除染作業のうち、同法に基づく「除染計画」上の除染作業については、「除染電離則」の適用を受けるものと考えられるが、仮に、除染計画には入っていない除染作業が行われる場合でも、放射性物質汚染対処特措法の対象地域で行われる除染作業である以上、「除染電離則」の適用があるものと考えてよろしいか。	貴見のとおり。 除染電離則は、放射性物質汚染対処特措法第25条第1項に規定する除染特別地域又は同法第32条第1項に規定する汚染状況重点調査地域(以下「除染特別地域等」という。)内における除染等業務を行う事業者の事業者に適用される。
9	第3条 (第3の3)	被ばく線量限度	5年間の被ばく限度について、平成24年6月1日から除染等業務を事業として実施する事業者は、平成28年12月31日までの被ばく限度を何mSvとして管理する必要があるのか。	平成28年12月31日までの残りの期間が、4年7ヶ月であるため、「 $20 \times (4 + (7 \div 12)) = 91.67 \text{mSv}$ 」を被ばく限度とみなして管理すること。
10	第3条 (第3の3)	被ばく線量限度	東京電力福島第一原発での作業と、除染を同じ事業場が実施する場合、「1年間につき50ミリシーベルトの「1年間」の始期はどうなるのか。電離則適用事業場では4月1日を始期としているが、除染電離則では1月1日を始期とするとされており、どちらか統一する必要がある。	線量管理に関する規定については、各事業場における電離則上の放射線業務と、除染電離則上の除染等業務のうち、主たる業務に合わせて適用規則を決定する。具体的には、除染等業務も実施するが放射線業務を主な業務とする事業場においては、始期を4月1日として管理することとして差し支えない。
11	第5条 (第3の2(3))	内部被ばく測定	スクリーニング検査の結果、鼻スミアテスト検査で1万cpmを超えた場合、内部被ばく検査を行うが、どこで受検すればよいか。	労働者の内部被ばく検査については、現時点では主にJAEAや放医研が引き受けているが、その他にも、医療機関等、測定が可能な機関はあるので、事前に労働局や発注者から情報を得て決定されたい。
12	第5条 (第3の2(3))	高濃度粉じん作業に該当するかの判断	高濃度粉じん作業の有無の判定で、湿潤状態(散水)すれば高濃度粉じん作業に該当しないか。	高濃度粉じん作業は、乾燥した状態での作業を想定しており、湿潤な状態では通常、高濃度粉じん作業の濃度に達することはない。ただし、表面が湿潤に見えても、表面より下の部分は乾燥していることはよくあるので、土壌のはぎ取りやコンクリートの削り取りなどの作業を行う場合は、土壌等をはぎ取る深さまで湿潤であることが確認できる場合を除いて、高濃度粉じん状態になることを想定しておく必要がある。

番号	条文(ガイドライン)		質 問	回 答
13	第5条 (第3の2 (4)、別紙 4)	内部被ばくスクリーニング検査	スクリーニングでの防じんマスクの測定はフィルター部分で行うのか。吸引口が2タイプでは各フィルターの合算値か。	防じんマスクの測定は、フィルター部分で行う。吸引口が複数ある場合は、全てを測定して、最も高いcpmを出したフィルターで判断する。(合算はしない。)
14	第5条 (第3の2 (4)、別紙 4)	内部被ばくスクリーニング検査	鼻スミアテストとは、どのように行うのか。	鼻スミアテストは、市販されている専用の綿棒を鼻の穴に入れて、数回程度回した後で取り出し、それを乾燥させた後、表面汚染検査用のGM計数管で通常の表面汚染と同様に放射エネルギーを測定する。詳しくは、厚生労働省作成予定のビデオ教材を参照されたい。
15	第5条 (別紙5)	平均空間線量率の測定・評価	空間線量率の測定で、ばらつきの大小の判断はどのように行うのか。	ばらつきがないと見なせるのは、農地等、均一な状態が広がっていることを想定しており、いわゆる生活圏(建物、工作物、川、樹木等がある人間が生活する場所)においては、ばらつきが大きいと判断すべき。森林については、同じような草木が均一に植えてある場所については均一な状態と見なせるが、樹木等の種類や土地の傾斜等に変動がある場合は、均一とは見なせない。
16	第6条、 第21条 (第3の 4)	線量測定、健診結果の記録	除染等事業者が除染等業務従事者の被ばく線量を算定し、記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すとあるが、具体的にはどこか。また、除染事業者の事業の廃止時に被ばく線量の記録を提出する機関と同じであるか。	平成24年2月13日付けで、(財)放射線影響協会(電離則上の指定機関)を指定した。
17	第7条 (第4の 1)	事前調査	文部科学省は、航空機モニタリングによるセシウム134、137の沈着量を公表しているが、その単位はBq/m <sup>2</sup> である。一方厚労省の除染業務の規定は、Bq/kgである。この両者を関連付ける換算式等はないのか。	放射性物質の浸透の状況によるため、一般的にBq/m <sup>2</sup> とBq/kgを換算することは困難である。
18	第7条 (第4の 1)	事前調査	除染電離則第7条に基づく事前調査については、発注者(市町村)が実施した結果を利用してもよいか。	発注者が行った調査が、除染電離則第7条第1項の各号に掲げる事項について実施されていれば、その結果を利用しても差し支えない。なお、除染等作業の場所の平均空間線量率、汚染土壌等の放射能濃度は、厚生労働大臣が定める方法によって求めたものである必要がある。
19	第7条 (第4の 1)	事前調査	汚染検査用の放射線測定器はどのようなものをどこで入手したらよいか。	汚染検査は、国産のGM計数管(アロカのTGSSシリーズなど)が一般的であるが、表面線量密度(Bq/cm <sup>2</sup> )が計測できればよく、NaIシンチレーション測定器でもさし使えない。 この場合、多くのNaIシンチレーション計は空間線量率測定のためのもので表面汚染検査用ではないので、購入する際には「表面汚染検査用」のものである必要がある。

番号	条文(ガイドライン)	質問	回答	
20	第10条 (第4の4)	作業届の提出	除染電離則第10条に基づく作業届は、「当該事業場の所在地を所轄する労働基準監督署長に提出しなければならない」とされているが、①事業者の店社の所在地を所轄する監督署に提出するのか、②作業現場の所在地を所轄する監督署に提出するのか。	現場事務所があって、当該現場において労務管理が一体として行われている場合には、当該現場が事業場となることから、現場事務所の所在地を管轄する監督署に提出する。それ以外の場合には、当該現場を管理する店社等、直近上位の事業場の所在地を管轄する監督署に提出する。なお、基本的には安衛法第88条に基づく計画届と同じ扱いである。(適用単位については、昭和63年9月16日付け基発601号の2を参照)
21	第10条 (第4の4)	作業届の提出	除染電離則第10条に基づく作業届は、安衛法第15条第1項に規定する元方事業者が提出することとされている。よって、発注者(市町村)から直接除染等業務を受注した事業者であっても、その仕事の一部を請負人に請け負わせる(関係請負人がいる)場合のみが提出すればよいか。なお、ガイドラインでは、元方事業者は、発注者から直接作業を受注した者と定義されている。	作業届は、土壤等の除染等の業務の性質上、作業場が短期間で移動してしまうことにより、労働基準監督機関における作業場の把握が困難となることから、提出を義務付けたものである。その趣旨にかんがみ、関係請負人がいない事業者であっても、発注者から直接作業を受注した者に対し、作業届を提出を求める必要がある。
22	第10条 (第4の4)	作業届の提出	放射性物質特措法対象地域内において行われる除染作業のうち、ホットスポットのような場所の除染の場合、作業場所が狭いため、「作業場所の平均空間線量」が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場合があるが、このような場合には作業届が必要であると解してよろしいか。	除染電離則第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時を超える場所であれば、作業の届出の提出が必要である。なお、除染電離則第5条第2項の平均空間線量率の算定方法は、平成23年厚生労働省告示第468号第2条による。
23	第16条 (第5の5)	保護具	綿手袋とは軍手でよいのか。	通常、綿手袋の上にゴム手袋をするため、軍手の上にゴム手袋をするのは難しく作業性も落ちるので、軍手ではなく、薄手の綿手袋を着用すべきである。
24	第19条 (第6の2)	特別教育	現在、労働基準協会連合会及び建設業労働災害防止協会支部が除染電離則の実技講習を計画中である。実技は3種の作業があり各1.5時間だが、集約すると何時間になるか。 さらに、放射線機器の取扱いだけ又はマスクの装着方法を教室内で行う予定をしている。 この場合の講習時間をどのように判断すればよいか。(重機の取扱いは各事業者が実施又は資格ありで省略)	除染等業務に係る特別教育の実技教育は、①土壤等の除染等の業務、②除去土壤の収集等に係る業務、③汚染廃棄物の収集に係る業務についてそれぞれ1時間30分以上行うものとされているが、科目の範囲のうち、放射線測定器の取扱い、外部放射線による線量当量率の監視、汚染防止措置、身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去、保護具の取扱い(以下「放射線測定器の取扱い等」という。)は、①、②及び③の業務で共通する内容となっている。 特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者についてはその科目についての教育を省略することができることとされているため、3つの業務について実技科目の教育を行う場合には、同じ内容を重複して実施する必要はない。 実技科目のうち、どの部分にどれくらいの時間配分をするかは、作業の実態を踏まえて事業者が判断することになるので、3つの業務の実技科目を同時に行う場合の時間について一律に定めることはできないが、目安として共通内容の部分が概ね1時間程度、その他の部分が30程度とすれば、1時間+30分+30分+30分で2時間30分程度となる。なお、その他の部分(使用する機械等の取扱い等)についても、十分な知識及び技能を有している者であれば、その科目についての教育を省略することができる。

番号	条文(ガイドライン)		質 問	回 答
25	第20条 (第7の3 (3))	健康診断結果 の報告	東京電力福島第一原発での作業と、除染を同じ事業場が実施する場合、特殊健康診断結果の様式は、電離則、除染電離則のどちらの様式を使用するのか。	線量管理に関する規定については、各事業場における電離則上の放射線業務と、除染電離則上の除染等業務のうち、主たる業務に合わせて適用規則を決定する。具体的には、除染等業務も実施するが放射線業務を主な業務とする事業場においては、電離則の様式を使用する。
26	(第8)	安全統括者、 放射線管理者	ガイドライン第8の元方事業者の安全統括者、除染等事業者の放射線管理担当者の資格・要件は何か。	安全統括者、放射線管理者、放射線管理担当者については、その業務を実施するに当たって十分な知識経験を持った者であればよいが、放射線管理者については、放射線関係の国家資格保持者(放射線取扱主任者、核燃料取扱主任者等)又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等(JAEAやアイソトープ協会の講習等)の受講者から選任することが望ましい。
27	(別紙7)	作業指揮者・ 労働者の特別 教育	ガイドライン別紙8の除染等業務特別教育(12.5時間)の講師に作業指揮者教育修了者(5.5時間)は、該当するのか。除染等業務特別教育、作業指揮者教育の講師の要件は何か。また作業指揮者教育を修了していれば、除染業務等特別教育修了者に従事できるか。	特別教育の講師は、通常の特別教育と同じく、教育科目について十分な知識、経験を有する者であればよく、外部講師に委託して実施しても差し支えない。作業指揮者教育の講師についても同様である。 なお、作業指揮者教育と特別教育の内容は異なるため、作業指揮者は、両方の教育を受講するか、両方の教育科目に十分な知識経験を有する必要がある。